

		<p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東 部 総 合 事 務 所 長</p>											
17	同 規 則 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 工 事 の 採 取 の 要 求	<p>(一) 請 負 対 象 設 計 金 額 が 5 億 円 以 上 の 工 事 に 係 る も の</p> <p>(二) 請 負 対 象 設 計 金 額 が 5 億 円 未 満 の 工 事 に 係 る も の</p> <p>(1) 請 負 対 象 設 計 金 額 が 2 億 円 以 上 の 工 事 に 係 る も の</p> <p>(2) 請 負 対 象 設 計 金 額 が 2 億 円 未 満 の 工 事 に 係 る も の</p> <p>イ 建 築 工 事 に 係 る も の</p> <p>(イ) 営 繕 費 に 係 る 本 庁 舎 等 の 工 事 に 係 る も の</p> <p>(ロ) (イ) 以 外 の も の</p> <p>a 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>b 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>c 西 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東 部 総 合 事 務 所 長</p>											
							<p>中 部 総 合 事 務 所 長</p>											
							<p>西 部 総 合 事 務 所 長</p>											

<p>務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p> a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p> b a以外のもの</p> <p> (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p> (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p> (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p>													
<p>18 同規則第42条第2項の規定による通称必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>							<p>中部総合事務所長</p>						<p>西部総合事務所長</p>							

<p>(1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの</p>	<p>(2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの</p>	<p>イ 建築工事 に係るもの</p>	<p>(イ) 普通 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p>	<p>(ロ) (イ) 以外のも の</p>	<p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>ロ 設備工事 に係るもの</p>	<p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p>	<p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p>	<p>a 普通 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p>	<p>b a以 外のも の</p>	<p>(a) 東部 総合 事務 所及 び八 頭總 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの</p>	<p>(b) 中部 総合</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>西部総合事務 所長</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
--	--	-------------------------	---	-------------------------------	---	---	---	-------------------------	---	---	---	---------------------------	---	--------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

<p>事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>西部総合事務所長</p>																
<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの イ 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p>								<p>東部総合事務所長</p>																
								<p>中部総合事務所長</p>																
								<p>西部総合事務所長</p>																

	<p>もの (ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの a 普通 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>																									
	<p>20 同規則第43条の 規定による請負代 金の額の変更の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																									
	<p>21 同規則第45条第 51項の規定による 費用の負担の協議 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの</p>																									

(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの
 イ 建築工事に係るもの
 (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
 (ロ) (イ)以外のもの
 a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
 b 中部総合事務所の所管区域に係るもの
 c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
 ロ 設備工事に係るもの
 (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの
 (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの
 a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
 b a以外のもの
 (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
 (b) 中部総合事務所
 の所管区域

東部総合事務所
 所長

中部総合事務所
 所長

西部総合事務所
 所長

東部総合事務所
 所長

中部総合事務所
 所長

<p>務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの □ 設備工事 に係るもの (イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの (ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 綜 合 事 務 所 及 び 八 頭 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 綜 合 事 務 所 及 び 日 野 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>西部総合事務 所長</p>										
<p>24 同規則第52条第 1項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る工事の完成検査 の委託(一般競争</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										
					<p>中部総合事務 所長</p>										
					<p>西部総合事務 所長</p>										

入札又は指名競争
入札の執行に係る
事務を除く。）

(一) 請負対象設
計金額が5億円
以上の工事に係
るもの

(二) 請負対象設
計金額が5億円
未満の工事に係
るもの

(1) 請負対象
設計金額が2
億円以上の工
事に係るもの

(2) 請負対象
設計金額が2
億円未満の工
事に係るもの

イ 建築工事
に係るもの

(イ) 営繕
費に係る
本庁舎等
の工事に
係るもの

(ロ) (イ)
以外のも
の

a 東部
総合事
務所及
び八頭
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

b 中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

c 西部
総合事
務所及
び日野
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

ロ 設備工事
に係るもの

(イ) 請負
対象設計
金額が
6,000万円
以上の工
事に係る
もの

(ロ) 請負
対象設計
金額が
6,000万円
未満の工
事に係る
もの

a 営繕
費に係
る本庁
舎等の
工事に
係るも
の

b a以
外のも
の

(a)
東部
総合事
務所及
び八

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

<p>頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの (b) 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>					<p>中部總合事務 所長</p> <p>西部總合事務 所長</p>																			
<p>25 同規程第57条第 1項の規定による 工事目的物の使用 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東 部 總 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の b 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の c 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係</p>					<p>東部總合事務 所長</p> <p>中部總合事務 所長</p> <p>西部總合事務 所長</p>																			

		<p>るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																													
	26	<p>同規則第7条第3項の規定による必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工</p>																													

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

事に係るもの
イ 建築工事に係るもの
（イ） 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
（ロ）（イ）以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所
の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
ロ 設備工事に係るもの
（イ） 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの
（ロ） 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
（a） 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
（b） 中部総合事務所
の所管区域に係るもの

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

<p>(c) 西部 総合 事務 所及 び日 野総 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの</p>						<p>西部総合事務 所長</p>
<p>27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求 (一) 著しく重大 なかしに係るも の (1) 請負対象 設計金額が5 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が5 億円未満の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 営繕費に 係る本庁舎等 の工事に係る もの (2) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (3) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (4) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの</p>						<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>
<p>28 同規則第59条第 2項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>						<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長</p>

<p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設施工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						西部総合事務所 所長																			
<p>29 同規則第30条第2項の規定による前金払に係る認定</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長																	
<p>30 同規則第31条第2項の規定による請負代金の前金払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係</p>																									

		<p>の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>							<p>東 部 総 合 事 務 所 長</p>															
35	同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (ロ) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (ハ) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が</p>							<p>東 部 総 合 事 務 所 長</p>															
									<p>中 部 総 合 事 務 所 長</p>															
									<p>西 部 総 合 事 務 所 長</p>															

		<p>6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>											
		<p>36 同規則第72条第7項の規定による物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>											
							<p>中部総合事務所長</p>											
							<p>西部総合事務所長</p>											

		<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
37	同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	

		の権限に属するものとされた事務							
	三	鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条の規定による報告の徴収					
			2	同条例第5条第1項の規定による調査員の任免					
			3	同条例第5条第2項の規定による調査員への留置監督					
			4	同条例第6条第1項の規定による立入検査等の実施					
			5	同条例第8条の規定による県統計調査の結果の公表					
			6	同条例第9条第1項の規定による二次利用の承認					
			7	同条例第9条第2項の規定による二次利用に係る公表					
			8	同条例第10条第1項及び第11条第1項の規定による統計の作成等の承認					
			9	同条例第10条第2項及び第11条第2項の規定による統計の作成等に係る公表					
	四	鳥取県統計調査条例施行規則（平成2年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第9条の規定による調査票の指定					
			2	同規則第22条第1項の規定による利用実態報告書の受理					
			3	同規則第22条第2項の規定による目的外利用の同意					
			4	同規則第33条の規定による利用実態報告書の公表					
協働連携推進課	一	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証					総合事務所長
			2	同法第10条第2項（同法第25条第51項及び第34条第51項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告					総合事務所長
			3	同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証					総合事務所長
			4	同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定					総合事務所長

略	
四十 其 他の事務	略
	6 略
	7 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状の授与
障がい福祉課	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）
	二 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）
略	
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（障がい福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	
略	
子ども発達支援課	一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。）
	二 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。）
	三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の

略	
四十 其 他の事務	略
	6 略
障がい福祉課	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。）
	二 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。）
略	
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（障がい福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	
略	
子ども発達支援室	一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものに限る。）
	二 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものに限る。）
	三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の

